

令和7年度福島県入札制度等監視委員会の意見聴取について

聴取団体：福島県土木建築調査設計団体協議会

第1 入札・契約制度に関する課題

1 入札・契約制度全般について

県の入札・契約制度全般について、日頃感じていることや課題と捉えていることについて伺います。

1 入札制度

(1) 最低制限価格の見直し

(測量設計業協会、地質調査業協会、上下水道コンサルタント協会、建築士事務所協会)

I C T技術の進展により、点群測量や三次元設計などの分野において、技術は日々著しい進歩・進化を遂げております。一方で、近年の物価高騰と相まって賃金水準も上昇している状況にあります。

測量・設計等の業務委託において、成果の品質を安定的に確保していくためには、社員の生活基盤の安定を図るとともに、最新機器の導入等に係る設備投資、さらには社員の継続的な学習機会の確保を通じた技術力の向上が不可欠であります。そのためには、適正な利益を確保できる環境整備が必要不可欠であります。

このような状況下において、現在、県における業務委託の最低制限価格等の算定水準については、工事と比較しておおむね2%程度低く設定されている状況が継続しております。

つきましては、現行の「予定価格の2/3～85%」という業務委託の最低制限価格等の算定水準を、工事と同等の「予定価格の87～92%」へと引き上げていただくよう、強く要望いたします。

(2) 地元企業活用(地質調査業協会、上下水道コンサルタント協会)

災害対応等の実績を踏まえ、建設事務所（土木事務所）管内の企業が受注できる入札制度の拡充をお願いしたい。

(3) JVについて(建築士事務所協会)

大規模な建築物の設計は中央の大手設計事務所となりやすいので、地元企業の雇用継続や技術力向上を考慮し、地元設計事務所を原則として中央の大手設計事務所とのJVを可とする入札方式を希望する。

2 契約制度

(1) 電子入札について(建築士事務所協会、設備設計事務所協会)

全ての入札への電子入札の導入を希望する。

3 その他

(1) 指名競争入札制度について(地質調査業協会)

地質調査業務で実施されている指名競争入札は、品質を確保し、地域雇用維持への貢献度が大きいことから、情報開示を行いながら引き続き継続を要望いたします。

(2) 市町村への周知等について(福島県上下水道コンサルタント協会)

入札参加資格審査において、電子申請の導入・各自治体への推進の検討をお願いします。

また、資格審査の様式について、県内の自治体が共通の様式で審査を実施してもらえるよう働きかけをお願いします。

また、市町村において、最低制限価格を設けていないところが多くあるので、地質確保の観点からも早急に最低制限価格の設定を県より市町村へ強く働きかけをお願いいたします。

(3) 地元企業の入札への参画について(上下水道コンサルタント協会)

県内企業（技術者）の技術力向上と技術力継承のために、上下水道部門・工業用水道の発注がある場合は、地元企業が参画できる機会を配慮願いたい。

(4)建築設計の業者選定について(建築設計協同組合)

福島県の公共建築の設計者選定において、全てではありませんが「設計入札」が採用されています。これは、最も安い設計料を提示した者を設計者として選定することが、公費を使う公共施設の設計者選定において公平性、透明性が高いとの論拠によるものと考えます。

しかし、建築設計などの創造活動を伴う行為は「安い」ということが「良い結果」を保証することになりません。また、様々な条件に対して最適な解答を見出すためのアイデア、デザイン、技術をめぐらす創造的な行為を制約しかねません。これは「創造的行為を金銭で評価すること」に無理があるからと考えます。県民の身近な生活の場である公共建築を委ねる設計者の選定にあたっては、多角的な観点から検討していただき、より慎重に臨んでいただきたきたく、基本的に建築設計は、入札制度には馴染まないとの認識を持たれることを念願しております。

(5)設備改修設計業務における基本設計費の計上と弾力的な設計変更の対応について (設備設計事務所協会)

設備改修実施設計業務の発注にあたり、設備システムの比較検討や既存図面だけでは現状が把握できない場合の現地調査など、設計条件の整理等の業務が含まれる場合は、基本設計費の計上を徹底していただきたい。(昨年度継続要望)

なお、発注段階では設計条件等の整理の確定が困難な場合は、監督員と受注者間で図面枚数の精査や現場調査に要する業務量等に関する協議を実施し、発注仕様と異なる箇所の委託費用の変更と履行期間の延長等について柔軟な対応をお願いしたい。(昨年度継続要望)

(6)履行期限の平準化について(建築士事務所協会)

年度末に履行期限が集中することから、債務負担行為や繰越明許費の活用により複数年契約とするなど、履行期限の平準化を希望する。

(7) 設備改修設計業務の適正な履行期間の設定について(設備設計事務所協会)

履行期間の設定において、新築設計と異なり改修設計の場合は明確な算定基準がなく、現場の状況等を勘案し決定しているものと推察いたします。

また、公共事業における働き方改革の重要な取組の一つである「週休2日の確保」は、施工のみならず設計業務にも適用すべき重要な施策であると考えております。

つきましては、設計条件の整理、設計及び積算のそれぞれに要する期間を適切に積み上げた日数を、土日、祝日はもとより、年末年始、夏季休暇等の不稼働日を除いて履行期間を設定していただくようお願いしたい。(昨年度継続要望)

(8) 設備設計業務の発注者側における発注計画の調整等について(設備設計事務所協会)

設備設計は、高い専門性ゆえに県事業を始めとする多くの公共事業で入札不調に至る事情を抱えており、これは、設備設計業界特有の業務環境に起因するものと考えております。

当協会が認識する設備設計業界特有の業務環境は次の2つに集約されます。

- 1) 設備設計を専門とする設計事務所が少数であり、また、少人数の事務所が多いため、入札案件の一時期集中や、多数案件の履行期間重複等に対して、受注者側のキャパシティを超過してしまうケースが多々ある。
- 2) 設備設計は、建築設計(意匠設計・構造設計・設備設計)の一分野を担うという特性から、新築工事や大規模改修工事等の設備設計は建築設計事務所からの再委託(下請け)による対応となるため、業務遂行上のイニシアチブを発揮することが困難な立場にあり、発注案件の受注コントロールが非常に難しい実情がある。

こうした業務環境に起因し発生する入札不調等を解決するには、協会員の自助努力が必要なことは十分認識をしております。一方で、発注者側における発注計画の調整等(入札発注時期の平準化等)により一定の解決が図られるものとも考えております。

つきましては、県部局間の調整を踏まえた発注時期の設定(入札発注時期の平準化等)を要望いたします。

2 総合評価方式について

県の総合評価方式について、評価項目や配点、評価基準等について、見直しが必要だと思われるものへの意見・要望がありましたら伺います。

1 予定配置技術者の資格要件について(地質調査業協会)

地元中小企業の受注の機会を増やすことは、社員の技術力向上につながるため、予定配置技術者に関する必要資格要件について、共通仕様書【総則の運用】に記載のある事項も対象として頂きたい。

2 評価配点について(地質調査業協会)

価格以外の評価項目と配点を見直し、県外企業との差別化をお願いします（災害対応実績、配置予定技術者の優良委託業務表彰等の加点増加等）。

あわせて、実施方針の配点を上げる見直しをお願いします。

3 業務実績件数について(地質調査業協会)

同種業務実績の件数緩和（5件→3件程度へ）をお願いします。

4 地域社会に対する貢献度について

(上下水道コンサルタント協会)

当協会の会員は地方企業ではありますが、全県域を入札参加の対象としておりますので、地域社会に対する貢献度の部分においては、評価をあげることが難しい状況です。上下水道部門・工業用水道での発注がある場合には、この点への考慮・検討をお願いいたします。

(建築設計協同組合)

建築設計企業の地域社会に対する貢献は、知的生産物である建築設計のレベルを上げて、優れた建築物を地域に創造することと思われます。

したがって、従来の評価項目に加えて、建築設計企業が福島県建築文化賞や日本建築学会作品賞などの顕彰制度での受賞実績、新建築誌や日経アーキテクチャ誌などの第三者の評価を得てメディアに掲載された実績などを加点できるような評価項目に変えていただくことを望みます。また、消防団加入は、地域社会への関与を示す指標なのでしょうが設計業種との関わりが不明確との意見も寄せられております。

第2 建設業界を取り巻く社会情勢や課題について

1 技術者の高齢化や労働者不足への取り組みについて

技術者の高齢化や労働者不足が見込まれる中、熟練技術者、若手技術者、女性技術者の人材確保、雇用継続にどのように取り組んでいるか伺います。

1 測量設計業協会

各社それぞれ人材の確保、雇用の継続に取り組んでおり、主なものを以下に列記します。

1 人材確保

- ① 報酬の引き上げ ②イベント等での企業PR
- ③インターンシップの受け入れ ④大学との連携
- ⑤大手就職サイトの活用 ⑥ハローワークへの常時求人募集
- ⑦HPでの採用広報 ⑧職場環境の整備（長時間労働、休日不足の改善等）
- ⑨昇給、賞与制度の透明化（人事評価制度の導入） ⑩資格取得支援制度の充実
- ⑪福利厚生の実施 ⑫女性技術者の積極採用
- ⑬時短勤務などライフステージに応じた柔軟な勤務制度の導入
- ⑭県の「働く女性応援」「仕事生活の調和」認証による職場環境向上
- ⑮資格取得支援制度の充実 ⑯取りやすい有給休暇へ改善
- ⑰超過勤務の削減

2 熟練技術者の雇用継続

- ①定年年齢の見直し ②技術継承の担い手として活用

3 若手技術者の雇用継続

- ①資格取得支援制度の充実 ②社労士等による面談の実施
- ③親睦会の開催など社内コミュニケーションの機会の活発化
- ④報酬の引き上げ ⑤職場環境の整備（長時間労働、休日不足の改善等）
- ⑥取りやすい有給休暇へ改善 ⑦超過勤務の削減

4 女性技術者の雇用継続

- ①時短勤務などライフステージに応じた柔軟な勤務制度の導入（再掲）
- ②県の「働く女性応援」「仕事生活の調和」認証による職場環境向上
- ③資格取得支援制度の充実 ④報酬の引き上げ ⑤取りやすい有給休暇へ改善
- ⑥超過勤務の削減

2 地質調査業協会

- 福利厚生の充実
 - ①特別休暇制度の充実（アニバーサリー休暇、孫休暇等）
 - ②健康管理を目的とした健康社食（オフィスでやさい）を設置
 - ③福島県次世代育成支援企業の認証（「働く女性応援」中小企業、「仕事と生活の調和」推進企業）を受けることにより、従業員がより働きやすい環境を整備し、女性技術者を含めた新卒者、中途採用者の確保に努めている。また、上記認定により既存社員の離職率低下にも繋がっている。
- 熟練技術者

求人媒体等を利用し、有資格者及び業界経験者の入職を促進している。
- 若手技術者

大学の就職窓口と直接的な関わり合いをもって、入職を促進している。

また、若手が働きやすい環境整備（法整備含む）にも注力し、産後ぱぱ育休取得者（約9ヶ月）にも随時フォローアップを実施している。
- 女性技術者

産前産後の女性技術者の働き方にも配慮し、周囲でフォローする仕組み及びテレワーク等のフレキシブルな働き方を選択できるよう社内整備をしている。
- 雇用継続

若手の入職者がいなければ事業継承もできないことに憂慮し、外部講師等から広域的な情報を適宜入手（コンプラ・定着率等）し、知識と意識の醸成を図っている。
- 若手技術者確保

若手技術者の確保は会社の維持存続に非常に重要であるため、ハローワーク、有料求人媒体への掲載等、新卒採用を積極的に行っている。実際のところ、なかなか応募が集まらず、困難な状況が続いている。
- パート従業員のより良い働き方について外部と協議しながら、社内で運用しています。

3 上下水道コンサルタント協会

技術者の高齢化が進んでいる事業所も多くあり、若手技術者の人員確保は全協会会員の急務であります。求人を出示しても応募がなく、苦心しています。求人するにもハローワークや求人サイトへの登録以外これといった有効な手段がないのが現状です。

4 建築設計協同組合

当組合においても、熟練技術者、若手技術者、女性技術者の人材確保、雇用継続については喫緊の課題となっております。

人材確保については、建築学科のある大学と連携して、オープンデスクによる学生の職場体験機会の増加に努めております。また、建築文化賞等の受賞や建築専門紙への掲載など、優れた建築作品となる設計の実績づくりに務め、魅力ある建築物を創造していく組織としてアピールしてまいります。

雇用継続については、建築設計業務が肉体労働ではなく、知識や経験が活かせる頭脳労働であることから、本人の退職希望がない限り可能なものと考えます。

5 建築士事務所協会

当協会としては特に若手技術者（女性技術者を含む）の人材確保に力を入れて、下記事業を展開している。

- ① 福島建設工業新聞社と共催により、県内建築系高等学校の卒業設計に関して優秀な作品の表彰を行い、技術力の向上と意識の高揚に取り組んでいる。
- ② 著名な建築家による講演会や建築に関する研修会を開催する場合には、建築に対する興味を深めていただくよう、建築系高等学校や大学に参加の呼びかけを行っている。
- ③ 建築に関して興味を持っていただくよう、小中高の学校へ建築に関する出前授業を行っている。（令和7年度は、県立福島工業高校、安積中高一貫校において出前授業を予定。）
- ④ 会員の中には、建築系高等学校や大学からインターンシップの受け入れを行い、若手人材確保に取り組んでいる。

2 技術力向上の取り組みについて

コンサルタントとして、技術力の向上に向けた取り組みについて伺います。

1 測量設計業協会

各社それぞれ工夫を凝らし技術力の向上に取り組んでおり、主な事例を以下に列記します。

1 人材育成、社員教育

- ① 社内研修会の実施
- ② O J T と O F F - J T を組み合わせた教育訓練の実施
- ③ 各種講習会等への参加
- ④ 資格取得支援 など

2 最新機材・技術の導入

- ① ドローンや地上レーザーの導入、3次元データ等の新技術を業務へ積極的に活用など

2 地質調査業協会

- ① 技術士・R C C M等の資格取得促進及びC P D制度の活用
- ② 外部講習・研修会への参加、社内研修会の開催（外部講師による社内研修含）
- ③ O J T による実践的スキルの習得
- ④ 熟練技術者からの技術継承
- ⑤ 社内マニュアルの作成
- ⑥ 社内審査の他、社内デザインレビューを実施している
- ⑦ 資格取得支援の一環として、社内で講師を選任して受験者のための勉強会を行っている
- ⑧ 関係機関が実施する技術講習会等に積極的に参加させるほか、各社の技術者同士の交流の機会を設けている
- ⑨ 厚生労働省人材開発支援助成金を利用して、技術力の向上に取り組んでいる

3 上下水道コンサルタント協会

当協会として、技術士（上下水道部門-上水道及び工業用水道）に限定して資格試験の講習会を実施しています。また、日水協・簡水協で実施される研修会等への参加を各会員事業所へ働きかけています。

4 建築設計協同組合

当組合では、組合員の技術力の向上に向け、担当事務所を選定するにあたり、建築設計競技方式やプロポーザル方式を取り入れ、結果を検証することによって建築設計能力を高めることを行っております。

また、「教育研修事業企画員会」を設け、施設視察研修会や技術研修会を実施しております。

今年度は、アメリカ合衆国での海外先進事例視察研修会と東北地方での木造施設視察研修会を実施する予定です。

5 建築士事務所協会

建築設計・施工に関する技術力の向上を目的に、木造住宅の耐震診断や耐震改修、省エネ・断熱化に関する技術セミナー、著名な建築家による講演会などを開催している。参加者は、当協会会員の他に、行政職員や学生など建築に携わる多くの方々を対象としている。

3 建設DX、新技術の活用への取り組みについて

品質向上に繋がる測量・設計・調査等のDX、新技術活用の取り組みについて伺います。（ドローン、3次元データの活用、BIM/CIM等）

1 測量設計業協会

公共機関による発注に対応すべく、得意とする業務分野や経営環境・状況等により様々ではありますが、各社とも建設DX、新技術の活用に取り組んでおります

さらに、今後、測量から設計、施工、維持・管理まで含めた建設生産・管理システムの全体がICT技術により結ばれることにより、建設産業全体の効率化が図られることを前提に、最新技術や最新機材の導入を図るとともに、技術や操作方法等の習得を進めております。

2 地質調査業協会

会員会社により導入度合、取組み、実績等差がありますが、公共機関からの要求に対応すべく、各社とも建設DX、新技術の活用に取り組んでおります。

① 現況地形の3Dデータ

地上及びUAVによる3Dレーザー測量（写真含）について対応済（実績あり）
スラムによる3D計測について今年度対応予定

② 3D設計（BIM/CIM）

レベル3までの道路、河川、橋梁、その他構造物について対応済

③ 地質調査

「BIM/CIM活用ガイドライン(案)国土交通省」に一部対応済
パネルダイアグラム、支持層分布3D化、支持層等高線など

④ 建設DX

遠隔臨場を活用した検尺、3Dカメラによる現場状況の可視化など

⑤ 本格的に取り組めていないのが現状。県において機会があれば実務に即した講習会を率先的に開催して頂ければ助かります。

⑥ 品質向上に繋がる新技術への取組についてですが、人材不足もあり導入は進んでおりません。

⑦ 日々新技術が開発されている中で、3次元ソフトの購入時期及び建設DX人材の確保をどのようにするか社内で協議中です。

3 上下水道コンサルタント協会

デジタル技術を活用して上下水道の維持管理を効率化、高度化する「上下水道DX（デジタル変革）」が進められており、当協会においても自治体の要望に応えられるよう情報収集や研修など人材の育成に努めています。

4 建築設計協同組合

当組合内に「D X時代における設計環境のあり方検討委員会（略称：D X委員会）」を設けており、建築設計D X化に向けたB I M研修会を開催し、多くの事務所の担当職員が参加しています。

令和6年度は、「アーキキャド」の操作実務に関して、12回のリモート講座と専門家講師を招聘しての1回の座学講座、計13回の研修会を実施しました。

本年度は、「アーキキャド」について、昨年度より実践的な操作や一連の設計フローを中心に8回のリモート講座を研修するとともに、大手ゼネコンの使用実績が多い「レヴィット」についての4回のリモート講座を研修しています。

また、「情報システム委員会」では、公共団体の積算ソフト「R I B I C 2」との互換性を強化した「新積算ソフト（R D S）」を開発・改良し設計事務所、ゼネコン等に提供しています。

5 建築士事務所協会

当協会会員を対象に、B I Mのソフトメーカーを講師として実際にパソコンを使用した講習会の開催や、D X・A Iテクノロジーに関する講演会を開催してきた。令和7年度は開催予定なし。

第3 その他

1 頻発する自然災害について

近年、自然災害が頻発かつ激甚化する状況にあり、能登半島地震や各地の豪雨災害など、大規模災害等では、建設業・測量設計業等の作業員等の不足により復旧に遅れが生じているとの報道もありますが、災害発生時に対する備えや対応等の取り組みについて伺います。

1 測量設計業協会

地元の測量設計会社として、頻発する自然災害に備え、速やかに災害復旧のに向けた調査・測量・調査等に取り組めるよう、対応人材の確保と災害調査等技術の習得を図っています。

さらに、県とは「災害時における被害状況調査等の応援に関する協定」を締結し、発災時には、災害復旧に向けた調査等業務を最優先に取り組むこととしています。

また、大規模災害時には、他都道府県の測量設計業協会の会員各社が応援に入る対応が整えられており、平成21年7月の新潟・福島豪雨や令和元年東日本台風による災害時には、当県へ山形県や北海道等の測量設計業協会の会員各社の応援をいただきながら災害箇所の調査・測量・設計を進めたことにより、一日も早い復旧・復興に貢献できたところです。この対応は、令和6年1月に発生した能登半島地震でも行われ、(一社)福島県測量設計業協会からは16社が石川県七尾市の災害復旧に向けた調査・測量・設計に当たりました。

2 地質調査業協会

- ①会員各社で災害対策委員を選出し、県との災害応援協定に基づき迅速に対応しています。
- ②昨年度より能登半島地震の災害支援を実施しており、今後もできる限りの支援を行って参ります。
- ③若手技術者に災害対応を経験させ、実績の積み上げと技術力の向上に各社取り組んでいます。

3 上下水道コンサルタント協会

災害が発生した場合、即時対応が不可欠となりますが、その場合今抱えている案件について、工期延長、工程の変更等発生しますので、災害に即時対応が基本ですが、手持ち案件についての対応も必要と考えます。

4 建築設計協同組合

当組合は、公共建築設計実績、所属建築士の専門性、経営基盤等の一定条件を満たす、県内44者の建築設計事務所の組合員で構成されております。

このため、大規模災害等においては、全組合員の補完・協体制を発揮することにより、設計者の不足に柔軟に取り組んでまいりました。

例えば、東日本大震災や引き続き発生した二度の福島県沖地震の際にも、被災地での災害調査や災害公営住宅の設計を被災地以外の組合員の協力も得て機動的に実施しております。

今後とも災害発生時においては、役員及び事務局の調整・指揮により、全組合員が一丸となって対応に取り組んでまいります。

5 福島県建築士事務所協会

当協会では、東日本大震災及び原発事故災害直後から、被災建築物の調査や耐震診断・改修に積極的に携わってきた。また、一日も早い住まいの再建を目指して、平成24年2月に県及び関係団体と協力して、「福島県地域型復興住宅連絡協議会」を創設し、木造による仮設住宅や復興住宅の建設促進に尽力した。その後、令和5年7月に「福島県地域型木造住宅推進協議会」と名称を変更しているが、大規模災害後の住まいの再建に向けて引き続き対応していく。